



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任の届出（村づくり計画課）…………… 2
- 県営土地改良事業計画の決定・2件（村づくり計画課）…………… 2
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 3
- 公有水面埋立ての免許・2件（港湾課）…………… 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了・8件（南部土木事務所）…………… 6

教育委員会事項

- 平成27年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員…………… 8

告 示

沖縄県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
竹富町立黒島診療所	竹富町字黒島1473番地 1	平成26年 8月25日
竹富町立波照間歯科診療所	竹富町字波照間6214番地	平成26年10月 1日
新高薬局	石垣市字美崎町 9番地	平成26年10月 7日
ひだまり薬局	南風原町字新川214番地 2	平成26年11月 1日
しろま内科クリニック	うるま市字喜屋武手振原546番地 1 1 F	平成26年12月 1日
すこやか薬局喜屋武店	うるま市字喜屋武546番地 1	平成26年12月 1日
ゆい薬局知花店	沖縄市知花六丁目26番16号	平成26年12月 1日
ほっぺ歯科	宮古島市平良字西里390番地 1 1 F	平成26年12月 1日

沖縄県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年 1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
竹富町立大原歯科診療所	竹富町字南風見191番地127	竹富町立歯科診療所	竹富町立大原歯科診療所	平成26年 7月 1日
アイン薬局赤道店	うるま市字赤道260番地5	ナチュラル薬局	アイン薬局赤道店	平成26年12月 1日

沖縄県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年 1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
竹富町立黒島診療所	竹富町字黒島1474番地	平成26年 8月 24日
新高薬局	石垣市字美崎町9番地	平成26年 9月 24日
ひらら歯科	宮古島市平良字西里390番地1	平成26年10月 7日
ひだまり薬局	南風原町字新川214番地2	平成26年10月 31日

沖縄県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり長浜川土地改良区から役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉義雄	読谷村字上地185番地

沖縄県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、狭間地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成27年 1月14日から同年 2月10日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの

訴えを提起することができる。

沖縄県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、みやらがわ第6地区県営土地改良事業（農用地保全）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成27年1月14日から同年2月10日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成27年1月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 川平高屋線
- 2 供用開始の区間 石垣市字川平820番12から石垣市字川平827番8まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月13日

沖縄県告示第14号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 国頭村
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年12月17日から平成27年3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

沖縄県告示第15号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成27年1月13日

白浜港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成26年9月26日 沖縄県指令土第1059号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
ア 位置

(7) 埋立区域 1 八重山郡竹富町字西表仲良1499番95の地先公有水面

(イ) 埋立区域 2 八重山郡竹富町字西表仲良1499番95の地先公有水面

イ 区域

(7) 埋立区域 1 次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結ぶ昭和62年8月4日付け沖縄県告示第585号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.78メートルにより決定）、③の地点と④の地点を結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から52度26分48秒、1,288.27メートルの地点

②の地点 ①の地点から80度03分22秒31.11メートルの地点

③の地点 ②の地点から169度57分03秒19.71メートルの地点

④の地点 ③の地点から259度51分37秒31.08メートルの地点

(イ) 埋立区域 2 次の各地点のうち⑤の地点から⑮の地点までを順次に結ぶ昭和55年11月25日付け沖縄県告示第703号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、⑮の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線及び㉔の地点と⑤の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

⑤の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から54度23分47秒、1,356.49メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から79度57分04秒5.03メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から169度53分25秒2.94メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から80度01分55秒30.02メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から350度00分44秒11.53メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から79度57分43秒60.15メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から83度06分41秒10.04メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から351度46分29秒0.51メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から84度51分01秒10.22メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から90度33分44秒1.12メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から150度18分41秒7.27メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から175度34分59秒10.05メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から181度17分01秒2.68メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から259度52分10秒1.38メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から169度51分19秒5.03メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から259度51分34秒110.00メートルの地点

㉑の地点 ㉑の地点から349度51分19秒5.03メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から259度50分53秒1.91メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から349度51分20秒4.67メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から259度52分31秒3.19メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から349度53分54秒4.92メートルの地点

ウ 面積

埋立区域 1 616.64平方メートル

埋立区域 2 2,599.44平方メートル

合計 3,216.08平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(7) 施行区域 1 八重山郡竹富町字西表仲良1499番2、1499番51、1499番72、1499番73、1499番74、1499番76、1499番80、1499番82、1499番86、1499番90、1499番92、1499番93の地内並びに1499番7及び1499番95の地先公有水面

(イ) 施行区域 2 八重山郡竹富町字西表仲良1499番2、1499番56、1499番71、1499番74、1499番82、1499番94、1499番96の地内及び1499番95の地先公有水面

イ 区域

(7) 施行区域 1 次の各地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点を結んだ線により囲まれた区

域

㊸の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から50度34分34秒、1,253.84メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から80度03分25秒101.15メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から169度57分04秒89.64メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から259度51分36秒101.00メートルの地点

(イ) 施行区域2 次の各地点を順次に結んだ線及び㊹の地点と㊻の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊼の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から53度02分06秒、1,355.69メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から79度57分43秒150.00メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から169度51分33秒95.85メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から259度51分35秒150.00メートルの地点

ウ 面積

施行区域1 9,077.96平方メートル

施行区域2 14,397.19平方メートル

合 計 23,475.15平方メートル

4 埋立地の用途 ふ頭用地

沖縄県告示第16号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成27年 1月13日

兼城港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成26年12月19日 沖縄県指令土第1324号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 島尻郡久米島町字嘉手苺和田841番6の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊼の地点を結ぶ昭和56年秋分の日満潮位（D.L.+1.74メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㊸の地点 四等三角点ガラサー山（北緯26度20分30秒4657、東経126度45分00秒9243）から126度31分41秒、894.20メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から175度53分52秒100.09メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から85度53分56秒27.28メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から40度53分26秒4.49メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から130度53分02秒3.23メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から40度53分50秒100.30メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から310度53分50秒93.23メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から220度19分58秒3.24メートルの地点

ウ 面積 8,805.75平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 島尻郡久米島町字嘉手苺和田841番6の地内及び同町字嘉手苺和田841番6の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊼の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 四等三角点ガラサー山（北緯26度20分30秒4657、東経126度45分00秒9243）から127度55分20秒、854.99メートルの地点

- ㊦の地点 ㊧の地点から175度53分50秒153.50メートルの地点
 ㊨の地点 ㊩の地点から85度53分50秒73.24メートルの地点
 ㊪の地点 ㊫の地点から40度53分51秒163.08メートルの地点
 ㊬の地点 ㊭の地点から310度53分51秒132.50メートルの地点
 ㊮の地点 ㊯の地点から220度55分10秒78.52メートルの地点

ウ 面積 24,647.60平方メートル

- 4 埋立地の用途 ふ頭用地

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 2月17日 沖縄県指令土第94号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市当山一丁目 8番6ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市前田二丁目16番3号 株式会社隆盛コンサルタント 代表取締役 池村弘
- 5 検査済証番号 平成26年12月19日 第4158号
- 6 工事完了年月日 平成26年12月 3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成15年10月23日 沖縄県指令土第1778号、平成26年 9月26日 沖縄県指令土第1016号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市玉城字中山高原1422番ほか248筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市玉城字親慶原 1番地 株式会社玉城園地 代表取締役 椿勝
- 5 検査済証番号 平成26年12月26日 第4162号
- 6 工事完了年月日 平成26年12月 9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 7月22日 沖縄県指令南土第932号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須424番11及び424番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋1272番地の 1 ネクスコートみなみ501号 高嶺秀勝
- 5 検査済証番号 平成26年11月12日 N第528号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月 7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 2月21日 沖縄県指令南土第211号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波545番 3 及び545番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄 1丁目28番14号南荘301 島袋尚
- 5 検査済証番号 平成26年11月28日 N第529号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月21日 沖縄県指令南土第1086号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波609番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数481番地県営賀数団地 2 棟102号 名嘉文隆、糸満市字賀数481番地県営賀数団地 2 棟102号 名嘉奈々子
- 5 検査済証番号 平成26年11月28日 N第530号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月 1日 沖縄県指令南土第996号、平成26年11月25日 沖縄県指令南土第1249号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座 5番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波412番地の43 伊敷修
- 5 検査済証番号 平成26年11月28日 N第531号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 9月18日 沖縄県指令南土第1168号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数218番 1 及び218番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字糸満1367番地の 1 社会福祉法人光和福祉会 理事長 崎濱勇
- 5 検査済証番号 平成26年12月 2日 N第532号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 5月21日 沖縄県指令南土第583号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座大川原457番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋1275番地グレイス喜納205号 玉城達矢
- 5 検査済証番号 平成26年12月 2日 N第533号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 1月21日 沖縄県指令南土第49号、平成25年12月 9日 沖縄県指令南土第1487号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城395番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川16番地オアシス21 105号 熊切健人、南風原町字新川16番地オアシス21 105号 熊切あづさ
- 5 検査済証番号 平成26年12月 8日 N第534号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 1月13日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年11月 6日 沖縄県指令南土第1435号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山古島原787番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山444番地 2 オアシスフリーダム403 田場信裕、南風原町字津嘉山444番地 2 オアシスフリーダム403 田場美穂
- 5 検査済証番号 平成26年12月 8日 N第535号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月25日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第 1 号

平成27年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員を次のように定める。

平成27年 1月13日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 沖縄県立特別支援学校高等部（沖縄県立沖縄盲学校高等部の専攻科を除く。）

学校名	学科	一般		重複		訪問	
		学級	定員	学級	定員	学級	定員
沖縄盲学校	普通科	1	8	1	3	-	-

沖縄ろう学校	普通科	1	8	1	3	-	-
名護特別支援学校	普通科	4	32	1	3	1	3
美咲特別支援学校	普通科	6	48	4	12	-	-
美咲特別支援学校はな さき分校	普通科	3	24	2	6	-	-
大平特別支援学校	普通科	5	40	6	18	-	-
島尻特別支援学校	普通科	5	40	5	15	1	3
西崎特別支援学校	普通科	5	40	2	6	-	-
宮古特別支援学校	普通科	2	16	1	3	1	3
八重山特別支援学校	普通科	3	24	1	3	1	3
桜野特別支援学校	普通科	1	8	2	6	1	3
泡瀬特別支援学校	普通科	1	8	5	15	1	3
鏡が丘特別支援学校	普通科	2	16	4	12	1	3
鏡が丘特別支援学校浦 添分校	普通科	1	8	1	3	1	3
那覇特別支援学校	普通科	1	8	2	6	1	3
森川特別支援学校	普通科	1	8	2	6	1	3
計		42	336	40	120	10	30

(注1) 大平特別支援学校の一般学級の入学定員には、久米島高等学校分教室の入学定員を含む。

(注2) 島尻特別支援学校及び八重山特別支援学校の入学定員には、それぞれ肢体不自由及び病弱の一般学級1学級分を含む。

(注3) 沖縄高等特別支援学校の入学定員(中部農林高等学校分教室、陽明高等学校分教室及び南風原高等学校分教室の入学定員を含む。)については、別に定める。

2 沖縄県立沖縄盲学校高等部の専攻科

学科	学級	定員
保健理療科	1	10
理療科	1	10
計	2	20

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号